

大阪府監査委員告示第2号

平成21年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府公安委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成22年1月8日

大阪府監査委員	赤木	明夫
同	京極	俊明
同	松浪	耕造
同	品川	公男
同	磯部	洋

(通知文)

会 第820号
平成21年11月11日

大阪府監査委員	品川	公男	様
同	磯部	洋	様
同	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	松浪	耕造	様

大阪府公安委員会委員長 栗原 宏武

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

警察本部

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の認定事務において、自転車使用に係る支給要件を誤ったため同手当が過払いとなっているものや自動車等通勤の承認基準に該当しないにもかかわらず認定されているものがあった。

3 措置の状況

本件については、給与の訂正基準に基づき、過払いとなっているものは戻入を、また、承認基準に該当しない自動車等通勤は認定の取消及び認定区間の変更の是正措置を講じました。

なお、再発防止のため、全所属の事務担当者に対して講習会を実施し、手当の支給要件及び自動車等通勤の承認基準について周知徹底を図りました。

今後、通勤手当の認定事務については、関係規定等の周知徹底を図るとともに、自動車等通勤についても精査の上、適正に承認するよう努めます。